

情報共有システム活用工事試行要領

(趣旨)

第1条 この要領はいちき串木野市が発注する工事（以下「市発注工事」という。）の一部において、情報共有システムを活用した工事を試行するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 公共工事において、受発注者の業務効率化、目的物の品質確保を図るため、情報共有システムの積極的な活用を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 情報共有システムは、「鹿児島県電子納品ガイドライン」に定めたものでASP方式とする。
2 利用する情報共有システムのプロバイダは、受発注者協議の上決定することとする。

(対象工事)

第4条 市発注工事のうち下記の諸経費体系により積算を行った工事で、設計金額 12,000 千円以上の工事を対象とする。
・土木工事標準積算基準書
・農林水産省土地改良工事積算基準（土木工事）
・森林整備保全事業設計基準要領
・水道事業実務必携
2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書に必要事項（別紙1）を記載し、対象工事であることを明記するものとする。
3 対象外の工事のほか、業務委託についても受注者の希望により対象とすることができる。

(試行方法)

第5条 受注者は、対象工事において、契約後、施工計画書提出前に「情報共有システム」の活用の意向を工事打合簿により発注者と協議し、実施の有無を決定するものとする。

(システムにかかる経費)

第6条 情報共有システムにかかる経費は受注者が負担するものとするが、共通仮設費の率に含まれている。
2 受注者の希望により情報共有システムを利用する場合、設計変更の対象としない。

(システム利用者等)

第7条 発注者のシステム利用者は、監督員、総括監督員、課長、工事監査監を原則とし、処理状況や変更協議内容等を把握・共有するため、係員等を含めることができるものとする。
2 受注者のシステム利用者は、現場代理人、主任技術者（監理技術者）に限らず、処理状況や変更協議内容等の確認体制を構築することを推奨する。

(その他)

第8条 この要領のほか、「鹿児島県電子納品ガイドライン」に定めのない事項については、受発注者が協議の上決定するものとする。

(附則)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

特記仕様書の記載例

第〇条（情報共有システム活用試行工事）

- 1 本工事は、情報共有システム活用の試行対象工事である。
- 2 試行にあたっては、情報共有システム活用工事試行要領（令和6年4月1日）に基づき行うものとする。
- 3 試行要領は、いちき串木野市ホームページから入手できる。